**介護保険法（平成9年法律第123号）（抜粋）**

（指定の取消し等）

第七十七条　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一・二 （略）

**三　指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第　 七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。**

四・五（略）

**六　居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。**

七～十三（略）

（指定事業者の指定の取消し等）

第百十五条の四十五の九　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

　一～五（略）

　**六　前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律**

**で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。**

　七　（略）